

論文

児童養護施設の家族支援における 「かかわり困難事例」へのアプローチ —ソーシャルワーク組織としての運営可能性を探る—

村田 典子

1. はじめに

少子・高齢時代を迎えたわが国では、人びとの暮らしの拠点となる家庭やその構成員としての家族の「形」が大きく変容しようとしている¹⁾。特に、家族について言えば、その「形」が三世代家族から核家族へ移行したとされて久しいものがある。ところが、ここに来て核家族の典型とされてきた「夫婦と未婚の子からなる世帯」は減少し、代わって「夫婦のみの世帯」や「単身世帯」が増加する傾向が統計的数値からうかがえるようになってきた。新たな家族の「形」は、この時代に生きる人びとが自由なライフスタイルを希求する帰結として創出されたとも理解出来る。しかし、その陰にあって、家族としての「紐帯」が崩れ去ることでもたらされたかのような悲劇的事態があとを絶たない。筆者の研究関心との関連から言えば、子どもの「虐待死」がそれである。

またもや新聞紙上に「和歌山市2歳男児虐待死事件／逮捕の26歳父親、容疑を否認」の見出しを付して「虐待死」事件が報道された。2歳の男児を虐待し死亡させたとして、和歌山市の男が逮捕された。この男は以前にもこの男の子を虐待し、2度も逮捕されていた。その詳細は以下の通りである²⁾。

2013年7月23日、傷害致死の疑いで和歌山市の男性・引越し作業員(26)が逮捕された。和歌山市内の自宅アパートで、当時2歳の長男・星涼(せり)ちゃんの頭などに暴行を加え、死亡させた容疑が持たれている。

子ども・女性・障害者相談センター所長は「子どもの尊い命を守れなかったということは誠に遺憾であります。今後、このようなことが起こらないよう十分検証を行いまして、再発防止に努めたいと考えております」と述べた。3人の子

もを持つ容疑者は、2年前にも星涼ちゃんに暴行を加えた容疑で2度逮捕されたが、起訴されず釈放されていた。一方、星涼ちゃんは虐待されているおそれがあるとして児童相談所の施設に保護された。児童相談所は、7月までの1年半の間、両親との面接や外泊などをあわせて60回以上重ねた結果、家庭復帰が可能と判断。星涼ちゃんは7月8日に自宅に戻った。

子ども・女性・障害者相談センター次長は「お父さんが声をかけると、子どもさんも笑顔を見せたりとか。お父さんなんかは、子どもさんをあやしたりとか、そういうのは結構上手で。子どもさんのおむつも替えたりと…」と述べた。しかし、自宅に戻ってわずか2週間ほどの7月23日、容疑者から「長男がぐったりしていて、息をしていない」との119番通報で星涼ちゃんは病院に運ばれたが翌日死亡した。当時、原容疑者は「浴室から出る時に転倒した」と説明していたが、司法解剖の結果、死因は頭に強い衝撃を受けたことによる外傷性くも膜下出血などが判明した。

2013年7月、児童相談所が家庭復帰可能と判断し自宅に戻った星涼ちゃんは、わずか2週間後に父親から暴行を受け死亡することになった。児童相談所は虐待の解決に懸念を抱えたまま、子どもを家庭復帰させていたことがマスコミの取材で明らかになっている。児童相談所は、虐待を受けたとされる子どもを家庭復帰させる場合、厚生労働省雇用均等・児童家庭局が示した「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」をもとに判断する手続きがとられる。チェックリストには「親族から援助がある」「面会・外泊の経過が良好である」など20項目があり、児童相談所の職員がその正否を書き込んでいく。その中に「保護者が虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる」という項目があるが、このケースの場合、「いいえ」と否定的な判断を下していたにも関わらず「親子関係が良好」などと判断し、同年6月11日に長期外泊を許可、7月8日に家庭復帰を正式に決定していた。その約2週間後の7月23日、星涼ちゃんは自宅で父親に暴行を受け病院に搬送されたが、翌日未明に死亡が確認されたのであった。

児童相談所は、本来、虐待ケースへの介入から措置の決定に至る過程で、綿密な調査と今後の支援のあり方について十分に検討し、措置を決定する必要がある。その決定を受けて子どもが生活することになる児童養護施設では、児童相談所から送られてきた児童票をもとに児童自立支援計画を作成し、それに基づいて支援を行っていく過程が始まる。さらに、定期的な実践状況を振り返り、その結果を分析・評価し、必要に応じて計画の見直しを図ることになる。このように、自立支援・家庭復帰支援は、極めて慎重に進める枠組みが共有されているが、再び、上記の「事件」が発生した。社会福祉として

の支援の枠組みに何らのシステムエラーあるいはヒューマンエラーが生じたとも言えるが、その結果として、子どもの「死」が突きつけられたとしたならば、枠組みの見直しは社会福祉の支援に関係する者にとって重要な課題となる。本稿では、このような課題意識にたつて、いわゆる「かかわり困難事例」を素材にし、ここで言うシステムエラーやニューマンエラーを回避する家族支援の展開方法を、児童養護施設という実践場の中で検討してみたい。

2. 研究目的

児童養護施設は、近年、入所児の多くに親がいる一方で、父母の行方不明や拘禁、父母の虐待、放任、養育拒否、不和及び精神疾患等、家庭環境の問題等を理由に施設入所に至る子どもが増加している。また、入所児の6割が被虐待児であり、事態の重篤化が一つの基準になっている「2年」を超えた入所期間の長期化をもたらし、多くの施設で対応が難しくなっている等の課題を抱えている。

また、制度上の際だった変化としては、1997年に児童福祉法が改正され、翌1998年3月5日に発出された「児家第9号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知」で、児童養護施設等に対して「入所者個人の自立支援計画の策定」が義務づけられた。いわゆる「第9号通知」と言われるもので、この「通知」で言う児童自立支援計画とは、入所児の自立支援を促進するにあたり、各施設において児童相談所の援助指針を受けつつ入所児及び保護者の「意向」と関係者の意見を踏まえて作成されるものを言う。また、学校や児童相談所等の地域の関係機関との連携を推進しながら、入所児の自立を支援するところに策定の狙いがある。

しかし、例示した事件のように、措置機関としての児童相談所が掲げる援助指針は「家庭復帰」と言う結論ありきの傾向になりがちで、十分なアセスメントや関係機関との連携が出来ていないまま支援が推移し、その結果、子どもの尊い命が奪われるケースが後を絶たない。そこで、本稿では、前稿³⁾の継続研究となるが、子ども家庭福祉領域にある生活型施設のうち、児童養護施設に研究範囲を限定し、児童養護施設における家族支援の諸相を整理しながら、実践場の中で、いわゆる「かかわり困難」な事例がどのように浮上し、混乱を来すのか、その実態の分析視点をソーシャルワーク組織としての「機能」に焦点化して検討していくことにする。

3. 児童養護施設における家族支援の諸相

児童養護施設における家族支援は、2003年度厚生労働省社会保障審議会児童部会報告書の中で「児童福祉施設においては、施設に入所した子どもの家庭復帰や家族再統合に

向けて、子どもへの支援のみならず、児童相談所等の幅広い関係者と連携しつつ、家族への支援や親権者との関係調整を適切に実施していくことが必要である」と示されたことにより、「一定の方向性」が確立された感がある。1999年度の乳児院における家庭支援専門相談員の配置に続き、2004年度からは児童養護施設等にも常勤の家庭支援専門相談員（以下ファミリーソーシャルワーカーとする）が配置されたのも、このような潮流と無縁ではないと言えよう。

さらに、2007年に改正された児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法とする）において、児童虐待を行った保護者が都道府県知事による指導に係る勧告に従わない場合、都道府県知事が講じるべき措置の明確化や保護者支援が強化され、児童相談所等による保護者支援の必要性が明記された。また、厚生労働省は、2008年に児童福祉施設における家族支援の包括的な視座を提示するため「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」の通知を発出し、その中の「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」を示している。

このように、実践場サイドから見れば、家族支援の取り組み方法についてベースラインとすべき「一定の方向性」が提示されたことになるが、その結果、業務の遂行が円滑化したかと言えば、おそらくそのような実感を抱く関係者はいないものと推測される。それほどに、家族との向き合いは混迷を深めているのである。ここでは、児童養護施設で行われる家族支援の諸相について整理してみたい。

児童養護施設で行われる家族支援において、支援計画を策定する際に掲げる「支援最終目標」としては「家族再統合」「家庭復帰」「施設からの自立」「家族交流」の4つを想定して検討されるのが通常であろう。児童養護施設においては、容易な作業にならないが、原則論として入所の理由（主訴）が解消されたならば退所を計画することは当然のことと言える。したがって、入所と同時に退所に至る過程をイメージ（アセスメント）し、「支援最終目標」が設定されることになる。しかし、児童養護施設の場合、ソーシャルワークの「支援過程」との関連からケースの検討が図られる実践場は、本研究と連携の機会を与えてくれた施設（以下、連携施設と表記する）を除くと、決して多くないのが児童養護施設の特徴ともなっている⁴⁾。

連携施設では、ここで言う「家族再統合」とは、子どもと家族の快適な関係性の修復を意味するもので、必ずしも「一つ屋根の下で暮らす」ことを企図しない支援目標として表記している。そもそも2004（平成16）年度にファミリーソーシャルワーカーが各児童福祉施設に配置できるよう予算に計上されたのは、財政的観点から入所児童の早期家庭復帰を図るという目的を含んでいた。しかし、連携施設では、その初めから「親子が親子であり続けられる親子関係・親子形態の再構築」であり、「親子が安全かつ安心できる状態で互いを受け入れられるようになること」であって、必ずしも親子と一緒に暮らすことではないと言う考え方に立っていた。「多面的な支援を提供して、子どもと家

族との関係を再構築していく過程で、最適とされる統合形態^が、その家族にとっての再統合の「形」であるとしたのである。

同じく「家庭復帰」とは、「家族再統合」と明確に異なる意味を持ち、いわゆる「子どもと家族が一つ屋根の下で一緒に暮らす」ことを意味するものとして用いている。児童養護施設を退所して家庭（親などの保護者がいる家庭、生育家庭）に戻り、家族と同居することを意味し、その意味では「家庭引き取り」と同義である。この用語の異同は、子どもが「引き取られる」のではなく、子ども自身が「復帰する」主体的判断を下し、そのための支援を求める関係性（social work relationship）の構築を図ることが、前提となっていることを表している。

また「施設からの自立」は、施設から退所して自分の力で生活していくことであり、自立支援とはそのための準備をある一定の年齢に達した時に具体的に始める段階（readiness stage）を指す。具体的には、子どもが児童養護施設等を退所する前の一定期間を自律訓練期間に充て、子どもが一人で生活費をやりくりしながら生活する機会と場を設けたり、社会に出てから出会う様々なルール（年金、保険、就業規則、クレジットカードの利用方法や返済のルール、住宅の賃貸のルールなど）や、様々な危険（薬物、アルコール、借金、心身の病気等）、近所付き合い（SOS発信の仕方の学習に繋げる）についても伝えておく必要がある。さらに自立までにこれまで抱えていた問題や葛藤を解決し、あるいはそれとともに生きていく術を身につけ、対人関係上の課題の克服やそのためのトレーニングを計画しておく必要がある子どもも少なくない。

このように説明できる「支援終結目標」であるが、それでは、この目標の達成を企図する支援プログラムが必要になる。そのための重要な取り組みが「家族交流」として位置づけられている。

ここで言う「家族交流」とは、入所児の家庭が地域や親族から孤立していることが多く、行政サービスとしての子育て支援が届きにくいことも配慮されなければならない。このような家庭に対して、児童養護施設は、その養育機能を代替することはもちろん、養育機能を補完するとともに、子育てのパートナーとしての役割を果たしていくことが求められる。その意味で児童養護施設は、子どもの最善の利益を念頭に、その家庭も支援の対象とし、地域の資源と個人の資源の利用と創出、関係者との連携・協働が不可欠であり、そのような環境を子どもや親と共に整える取り組みを「家族交流」の中に含める「支援計画」が準備できなければならない。

4. なぜ「かかわり困難」なのか

ここでは、連携施設から提示された事例を手がかりに、「かかわり困難」な事例がどのように浮上し、支援の過程で何を「起点」に「かかわり困難」に陥ったのかについて検討してみたい。

(1) 本人の生活能力、発達能力

児童養護施設で生活をしている子ども達は、親から虐待を受けて入所に至っている場合も多く、入所理由が虐待以外であっても、親の精神疾患や病気など、現実には親と適切な関係が築けないまま育っていたり、離婚や行方不明など親との関係が遮断された経験を持つ子どもも少なくない。そのため、入所前の生活において、安定した生活環境の中で、衣食住が保証され、安心して暮らすことができなかつたり、起床や食事、入浴といった生活リズムが乱れ、規則正しい生活習慣が身につけていない子どもも多い。また、落ち着いた環境で学習できる機会が与えられなかつた子どもも多く見られる。そのため、児童養護施設においては、子どもの生活指導の中で持ち合わせている学習能力が十分に発揮できる環境（＝時間、空間、関係）を整え、その上で自分らしい暮らしが営める生活力の獲得を促し、退所後の生活を視野に入れた支援を行っていくことも必要になる。

「児童養護施設入所児童等調査結果の要点」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局 平成25年2月1日現在 [平成27年1月発表]）を見ると、養護問題の発生理由の主だったものは「父又は母の虐待・酷使」が18.1%、「父又は母の放任・怠惰」が14.7%となっている。しかし、実際の子どもの被害状況は、このようなデータからはうかがえないほど深刻である。また、厚生労働省による児童相談所の児童虐待相談対応件数は、2013年度の速報値で7万3767件となり、1990年度の調査開始以降、増加の一途をたどっている。

さらに、前述の「児童養護施設入所児童等調査結果の要点」から、児童養護施設入所児童の身体状況について見ると、「障がい等あり」が28.5%で、その内訳は、知的障がい12.3%、広汎性発達障がい5.3%、ADHDが4.6%、身体虚弱が1.9%、言語障がい1.0%、てんかんが1.2%、LDが1.2%、視聴覚障がい0.7%、肢体不自由が0.3%、その他の障がい7.7%となっている。また、指導上留意している点については、99.1%が「留意している点あり」と答えており、心の安定が66.9%、家族との関係が56.1%、友人との関係が41.1%、しつけが32.8%、学習の興味・関心が35.1%、職員との関係が37.8%、社会規範が25.3%、心理的対応が20.2%であった。このように、児童養護施設にはいわゆる「かかわり困難な」「手のかかる」子どもが多く生活している様子が散見できると言えよう。

さらに、近年では、広汎性発達障害、ADHD（注意欠陥多動性障害）、LD（学習障害）などの発達障害や、その疑いのある子どもの増加が注目されており、子どもを支援して

いく上で情緒障害児短期治療施設とは異なる、特別な配慮を必要とする（＝治療的養育とは異質な支援内容の差別化）子どもが多くなっている。この「棲み分け」ができていないことが「かかわり困難」を作り出す要因なのか否かは未検証のままである。

（2）家族の養育能力

保護者の不在や養育困難、不適切な養育や虐待など、安心して自分を委ねられる保護者がいない子どもが多い。また、子どもを適切に養育することができずに悩みや不安を抱えている保護者もいる。さらに、保護者である母親自身も配偶者等による暴力（DV）を受けている場合もあり、適切な養育環境を保てないまま困難な状況に置かれている親や子どももいる。

そのため、児童養護施設や児童相談所においては、このような子どもや親の抱える課題を正確に把握し、その解決や緩和を目指して的確に対応していくことが求められている。そのためには、親と一緒に、親を支援しながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保証していく取り組みを行っていく必要がある。

（3）親子交流と関係家族

再統合を目指した支援を行っていく上で、親子に、それが実現できるまでの道筋を丁寧に示し、主体性を大切にしながら、段階的な親子の交流と、それに並行した親への支援、子どもへの支援、親子関係に対する支援、地域や親族との関係を調整する支援を、児童養護施設、児童相談所、地域の支援機関が連携して集中的に行う必要がある。そして、このような支援を行った結果、親の養育行動が適切なものになり、良好な親子関係が構築できた時、児童相談所を中心とした協議が行われ、評価を経て家族再統合や家庭復帰に至ることになる。

連携施設では、以下のような支援プログラムを作成し、このような考え方に沿った支援が行われている。ここで留意されていることは、アセスメントもなく、また、「支援終結目標」との脈絡もないまま「親子関係」の「希薄化」を回避するため、入所間もない時期から「親子交流」を始めて来たことへの内省である。下記の「プログラム」の中に「無計画」「闇雲」との記載があるのは、そのことを意味している。

表1 家族再統合を企図した段階的な支援プログラム

児童相談所が児童養護施設への入所を決定し、子どもが措置されることになった場合、児童票に掲げられた「支援目標」は、多くの子どもが「家族再統合」「家庭復帰」と記載され、子どもの家族（親）もそのための「関与」を求めてくる。そして、施設側は「家族関係」の希薄化を回避するためとして、入所間もなくの段階から「家族関係」の交流を図る事例も散見する。ここでは「無計画」「闇雲」に交流を図ることをしない「支援プログラム」を考えてみたい。

第1段階＝施設内交流（スタッフも参画）

第2段階＝施設から外出（外食など・スタッフも参画）

第3段階＝施設から親子だけで外出

第4段階＝自宅に1泊程度の宿泊

第5段階＝自宅に連泊

確認事項＝①自宅環境の確認

②児相・本児・家族に対して段階的プログラムを実施することの意味を説明し、合意（同意）の取り付けを行う（ケアスタッフの同席を求める）。

③いずれにプログラムにおいても、終了時に親面接・親子面接・子ども面接を行う。

④面接終了時には各プログラムの達成状況（評価）について明確に伝達する。

（連携施設作成の「事業計画書」からの抜粋）

5. 施設で暮らす男児事例の概要

ここでは、2015年3月末を目処に家庭復帰を目指して取り組んでいる事例を取り上げる。まず、児童相談所からの措置を受ける段階から家庭復帰の「時期」が定まった形で入所に至り、十分な検討や準備がなされないまま「かかわり」が始まっている。本人あるいは親の「意向」も確認されないまま、親子分離が始まり、そのような関係の終結形態も本人不在の形で「決められている」事例を取り上げ、そのような受け入れ方が引き起こすことになった事態を検討してみたいと考えている。なお、本事例は、支援課題の本質を変容させない範囲で加工して提示した。

◆本事例に内在している課題

本事例の中で顕在化しているかかわり困難な状況をもたらしている要因は以下の通りである。

- (1) 母が14歳という年齢で幼くして出産。
- (2) 実父は本児を認知しているが、養育費等の支払いや家族としての交流もない。
- (3) 母が幼くして出産した関連で、親としての養育意識が未成熟。

- (4) 経済力に乏しい。
- (5) 居所が定まらない。

これらの問題が解決されない限り、家庭復帰の目標達成は困難であるにもかかわらず、いずれの要因についても支援に関するアプローチは予定されていなかった。

それにも関わらず、家庭復帰という支援目標の影響を受けて、連携施設での取り組みはひたすら本児を家庭に戻すことだけに支援のエネルギーが注がれ、かかわり困難という状況を規定する側面があった。

以下事例の概要を示していく。

◆事例：A（9歳10ヶ月／入所7年10ヶ月）、現在、特別支援学級の3年生。

本児は母が14歳の時に出産している。高校に進学することもなく家で過ごしていた時に知り合った男性（実父）との間に生まれた子どもであった。出生後、直ぐに乳児院に入所（在所期間は1ヶ月）し、母（実家）に引き取られるが、児童相談所に実母から、本児を「殺したい、死ぬと思ったり、叩いてしまう」という相談が持ち込まれ、再び乳児院への入所となった。入所理由は、児童票に「養育困難」と記載されており、支援最終目標は「家庭復帰」となっていた。

その後、年齢超過となり、連携施設へ措置変更された。入所の際に行ったアセスメントの項目から、支援の方法を検討する際に必要となる情報を整理してみたい。

家族状況で判明していることは、母方祖母が精神疾患（うつ病）のため総合病院精神科等を受診しており、不安定な状態にあること。また、生活保護を受給し、本児や実母との交流はないこと。この母方祖母と離婚している祖父（会社経営）と実母は同居しているが、大病を患っている祖父からは「会社を閉じることも予定していて、孫の面倒は見切れない」と言われていること。

婚姻関係のない実父と実母の間に本児が生まれ、実父は本児を認知したものの、生活に関しての支援はまったくなく、今後も期待できない。また、実母は、実父がどこに住んでいるかもわからない状況であるが、携帯電話では連絡がついており、時々連絡を取っている。

◆連携施設によるアセスメント（概要）

- ①実母が本児の家庭復帰を現実化する取り組みをどのようにイメージしているのか。具体的には、仕事をしながら養育していくことの困難さの自覚、母方祖父の協力が得られるのか否か。
- ②実母が抱えている「主訴」の解消状況の確認。実母が「母」として生活し、本児を育てていくことができる養育能力を獲得できたのか。
- ③そもそも、実母が施設入所の事態に至った背景や課題について「気がついていない」

可能性もあり、そうであれば、それは何故なのかの整理も必要になってくる。「家庭復帰」を可能にする環境を整える支援の中には、入所理由となっている実母の「養育困難」に関する課題が解消される必要があると考えるためである。

- ④現時点では、母の生活空間の中に活用可能な社会や個人の資源が確保されていない。そのため、イ) 母に今後の支援方法について説明し、母自身がどの程度その意味を理解できるのか、ロ) 母や家族の現況を整理すると、どこまで支援体制の構築を必要とするのかについて、児童相談所と情報の共有を図る必要がある。さらに、実母が本児と生活していくことで、本児への対応やかかわりに困難を感じる事が予測されるため、1人で問題を抱えこまず、いつでも／どこにでもSOSを発せる安心感を持てるように支援していく必要がある。

◆事例の再整理

児童相談所からは「養育困難」として措置された本児であった。14歳で母となった実母の養育能力の欠如、そのことによる母子関係の不定立が本児の生育にもたらした影響としての「愛着障害」に対する配慮が必要となるだろう。

ところが、連携施設に入所後の育成記録を確認すると「発語不明瞭」の事態が顕在化したことと「愛着障害」の関連性には注目しているが、「知的な遅れ」に対する危惧を抱いていた様子はなく、「育てにくさ」の背景の精緻が検討されないまま今日に至っている状況が判明した。実母は、この育てにくさを「殺したい、死ぬと思ったり、叩いてしまう」と表現していたのかも知れず、養育能力が高くない実母と伴走しながら、家庭復帰後の子育てに必要な知識やスキルの付与を「意図的」「計画的」に行ってきた経過を確認することはできない。

施設入所時に掲げられた「家庭復帰」は、終結目標として変更されることなく今日に至っている。その間、社会的（施設）養護としての支援期間は、目標の到達が適わないまま、すでに10年になろうとしている。実母の養育能力の変容と強化は、特別支援学級の教育対象となっている本児との向き合いに十分耐えうるものになっているのか。そもそも、根本的な問題であるが、実母自身、本児の施設入所を必要とした事態をどのように振り返り、その事実を「困難を跳ね返す力（レジリエンシ：resiliency）」に繋がられる支援が展開されたのかも判然としない。言い換えれば、「家庭復帰」が適う環境を整備する取り組みの具体的なイメージが明確にならないまま、「家族交流」の名の下で、母子の向き合いを続けてきただけであり、結果として、施設養護の目指すべき「生活設計能力」⁵⁾の強化に繋がることはなかったと言えよう。したがって、「家庭復帰」が適う直前に、キャンセルとなる事態が連続し、再び、本児が大人の思いの中で「振り回され」「置き去り」にされることになったことに、どのような「評価」をすべきであろうか。

6. 施設養護におけるソーシャルワーク実践の大義 (cause) と使命 (mission) の関係性

連携施設では、ホームページにミッションとの関係から「施設の約束」として「児童福祉法に定める“児童を入所させて、これを養護し”“自立のための援助を行う”(法第41条)にあたり、“ソーシャルワーク組織”が担う社会的使命として“子育て支援(=本人支援)”と“子育て支援(=親・家族支援)”に取り組みながら社会貢献に努めます」と宣言している。

その上で「ソーシャルワーク組織」であることを企図しながら「施設としての実践指針と事業計画」を以下のように取りまとめている。

★当該施設における「支援」の指針★

- ①人類の安寧の確保に奉仕し、人としての尊厳を護り続け、平和を希求するキリスト教社会福祉実践の理念実現に努める児童養護施設。
- ②大都市住宅街の中で地域における古くからの構成員として受け入れられながら子ども達が「(ここで)住まう」「(ここで)暮らす」ことを支える児童養護施設。
- ③当該施設として志向する支援活動の「基礎をなす学問」は「ソーシャルワーク(学)」であることを共有できる児童養護施設。
- ④「子育て(=本人支援)」および「子育て(=親支援)」の支援をソーシャルワーク実践の「視座」に連結させながら取り組む児童養護施設。
- ⑤収容施設的な実践感覚からの離脱と併せて、安心・安全を実感・体感できるユニット型の暮らしの支援(=小規模サイズの場合「時間」「空間」「関係」)における個の存在とその事情に目を注ぎ続けるグループサポート、グループケアの意)のあり方を考える児童養護施設。
- ⑥生活の過程は、その自動(電)化・機械化を極力排除し、24時間の暮らしを「手作り(=手をかけることの意)」性を基本に子ども達と共に作り上げることが支援の基本形になるよう企図する児童養護施設。

★ソーシャルワークの視座を起点に織りなす当該施設の実践倫理★

- ①施設で生活する子ども達にとって、関係を持ちたいと自らが願う選択に幅のある大人が身近に多数存在し、安定して許容的な(=非暴力/非抑圧/非ラベリングを志向する)場となる生活環境の形成に努めること(=権利擁護の視点の確認)。
- ②外的な条件によって非常に敏感に反応する生活状況をきめ細かく観察し、子ども達が真に求めているものに積極的かつ即応的に対応できるよう努めること(=事態を平均化して対処しない視点の確認)。

- ③施設における日常生活の中で、子ども達一人ひとりの状況に相応しい「居場所」の確保に努めること（集団の中の個別化に努める視点の確認）。
- ④施設における生活リズムや生活環境の基調づくりは、子ども達との関係形成に努める過程で創出すること（主体性の尊重に努める視点の確認）。
- ⑤「受容＝受けとめること」を基軸とする施設職員の実践（これとは異なる取り組みを例示するならば、「躰（しつけ）」とか「常識的な集団規範」の名の下で施設が設定した「枠」を従順に遵守しながら生活することを「子ども－職員」間の力関係を利用して子ども達に強いる実践）を通じて、子ども達同士の関係を正しく密になるよう働きかけ、社会関係・人間関係への参加に自信が持てるような「居場所」の拡大に努めること（受容と積極的な傾聴に努める視点の確認）。

これは、集団生活を余儀なくされる施設生活の「環境的特殊性」を考え、子ども達が施設退所後の長い人生を営む上で必要となる生活知識や技術を如何に獲得し、それを自分らしく生きることに繋げる「術（すべ）」として如何に活用できるかの方略（strategy）を職員集団として検討する際の共通基盤（common ground）とする。

★社会福祉専門職としての実践力を高めるための戦略（「実践環境」の整備）★

- 1) ケース管理一元化のためのPCシステムを導入する。【子ども自立支援計画サポートシステムVer.7.21】の導入と共に、実践に対する「説明責任」の明確化を図る体制の整備に努める。
- 2) 施設内研修の充実を図ると共に、施設外研修にはソーシャルワーカーとしての実践力の向上に役立つことを前提とする選択的参加を奨励する。
- 3) 継続的なケースカンファレンスの実施に努める。児童養護施設におけるケアマネジメントの視点を取り入れたケースカンファレンスを、取り上げる子ども担当の児童相談所児童福祉司にも参加を求めながら、月1度の頻度で実施する。
- 4) スーパービジョン体制の整備を図る。
 - ①法人派遣のスーパーバーザーの導入＝生活支援スタッフおよび家族支援専門相談員の業務をサポートする体制の強化を図る。
 - ②助産師の導入＝連携施設の独自事業として「性課題」に関連したスタッフおよび子どもへの支援体制を整える。
- 5) 職員の配置＝ソーシャルワーク組織の体現を企図する人事体制を整える。児童養護施設が取り組む社会福祉実践は、「治療的養育」や「ケアワーク」として行われるものではないとの理解にたち「ソーシャルワークの実践場」に相応しい（＝全てにおいて子どもの最善の利益を最優先課題とする視座を持ち合わせている組織の意）スタッフの配置と登用を行う。

ここで注目すべきは「ソーシャルワーク組織」という用語を用いて施設養護の支援過

程を構想している点である。連携施設は、児童養護施設の領域で強調されている「レジデンシャル・ケア」「ケアワーク」「治療的養育」とは異なる施設養護を展開することを企図して、スタッフシステムを図のように編成することになった。そのことによって、いくつかの特徴を見出すことができる。

- ①ソーシャルワークの大義（cause）と施設養護の実践指針（mission）に明確な関連性を持たせようとしている。「支援」の指針の内容に一貫性があり、論理性にも矛盾がないようにするために、スタッフの編成方針においても他施設との間に際立った相違を見出せることになる。
- ②（チャイルド）ケアワークの実践場としないとする「拘り」は、「生活支援スタッフ」と呼称するスタッフに「保育士資格（大卒者に限定）」を持って入職している人材が幼児担当グループに2名を配置しただけという点に現れている。これは施設養護を必要とする支援課題の深遠さを捉えた際の決断であったと言う。
- ③また、定例化したケースカンファレンスは、「ケース管理責任」の視点からケアマネジメントの手法を取り入れておこなわれている。しかも、大学の研究者と連携して施設が独自に開発したコンピュータシステムと連動させながら記録を管理し、カンファ

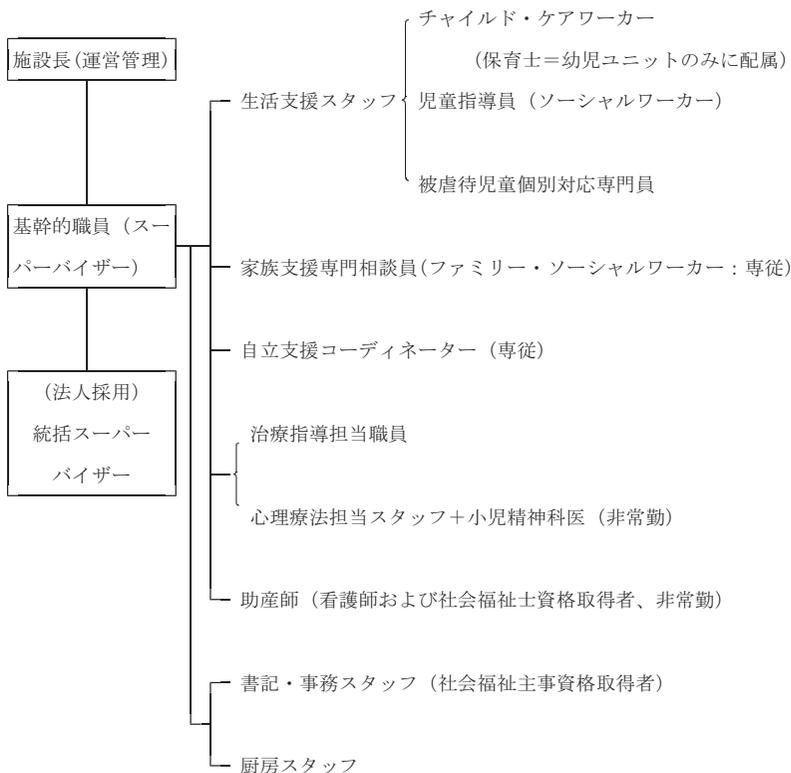


図1 連携施設におけるスタッフ・システム—ソーシャルワーク組織を意図した編成図—

レンスのための資料を作成する過程で、「ケース管理責任」という着想が連携施設内に定着し、その効果性についても外部学識経験者から高く評価されている。

5. おわりに

本稿は、いわゆる「かかわり困難事例」の実際を分析しながら、スタッフが「困難」を実感する現実を分析した。児童相談所から受ける入所依頼の段階から「かかわり困難」を予測できていても、それを「実感」するのは、多くの場合、支援が開始されてからのことになる。すると、受け入れ時点から「困難」を感じ取り、しかしそれでも「受け入れ」を組織として決定し、結果として「困難」の「土壺」に陥ってしまったとしたならば、児童養護施設実践に向けられた批判の切り口の一つとしてある「何でもあり」という状態が招いた結果であるかもしれないし、いわゆる「システムエラー」の問題が内在している課題を見出せる可能性もある。自らの実践力を顧みないという意味でのシステムエラーである。

施設養護の支援過程で、受け入れを決めたケースがやがて「かかわり困難事例」となって、実践場が混乱に陥る状態を取りあげたのが本稿の検討事例である。したがって、スタッフだけではなく、施設（組織）全体が疲労困憊状態に陥るような事態を回避する方略を検討するのが本稿の主題であった。

数年にわたりミッションとして「ソーシャルワーク組織」として支援システムを整えてきた連携施設において、取り上げたケースの向き合いが迷走し、結果として、子どもや家族の生き方にネガティブの影響を残しかねない危惧も抱かせる経過も認識された。施設からの支援を必要とする人びとの存在はなくなる見通しが立たない中で、ケースの受け入れ方、受け入れたケースへの向き合い方、施設内スタッフの職制が多様化する中での連携と協働のあり方等がさらに精査され、一貫性が保てる実践環境のさらなる整備が必要になるだろう。あえて苦言を呈するとするならば、本事例で散見された以下のような課題の超越を如何に図るかという課題を提示しておきたい。

- ① アセスメントの内容と実際の支援の連関性の欠如（＝連携施設では「ケース管理の機能不全状態」として振り返りが行われていたのではあるが）を放置してきたこと。
- ② 児童相談所から「家庭復帰」を前提にした措置を受けても、アセスメントの結果、その支援終結目標の設定に安直さが感じられる事実を確認したにもかかわらず、児童相談所との間で生じた認識の齟齬を修正できないままに時間だけが経過していること。
- ③ 本児の家族の事情が常に流動化し、結果として事情の変化に応じた子ども支援が追いつかず、結果として子どもが施設入所後も「翻弄」させられるだけの存在から抜け出せなかったこと。
- ④ ソーシャルワークが掲げる「利用者主体」という大義が、支援の過程でややもすると

曖昧になり、ベースラインとして児童相談所と共有する取り組みもできないまま、流動化の中に「埋没」し、ケース管理の過程で、この点に関する「振り返り」が欠落していたこと。

しかし、このような指摘を踏まえて、直ちに軌道修正ができる連携施設の実践力・組織力の高さには敬意を表すべきものがある。それは、建物形態の小規模化の流れにも組みせず、インケアにおける家庭的養護も志向しないことに拘ってデザインされた新しく竣工した新園舎（2013年11月竣工）の下で「ソーシャルワーク組織」としての児童養護施設の体系が揺るぎないものとなることを心から願いたい。

注

- 1) 「対談・課題と展望／人口減少時代の家族観再考—わが国における「家族福祉論」研究研究の課題と展望—」『社会福祉研究』第118号、鉄道弘済会、2013年、67～81頁。
- 2) <http://headline.yahoo.co.jp/videonews/>, YAHOO! JAPANニュース、2013年10月24日より。
- 3) 拙稿「児童養護施設における家族支援と家庭支援専門相談員の新たな役割—家族再統合事例を手掛かりに」『流通経済学社会学部論叢』第22巻第2号、2012年。ここでは、東京都内にある児童養護施設で取り組まれた支援の中で、家庭復帰を果たすことが出来た事例を取り上げ、その実践過程の構造特徴について検証した。
- 4) 渡部律子「職員相互に力量を高めるために—事例検討会の取り組み—」『世界の児童と母性』74、資生堂社会福祉事業財団、2013年、41～46頁。
- 5) 北川清一『児童養護施設のソーシャルワークと家族支援—ケース管理のシステム化とアセスメントの方法—』明石書店、2010年。

参考文献

- (1) 北川清一「ファミリーソーシャルワークの意義」『季刊・児童養護』第35巻2号、全国児童養護施設協議会、2004年。
- (2) 北川清一「児童養護施設実践としての施設運営論」『未来を拓く施設養護原論—児童養護施設のソーシャルワーク』ミネルヴァ書房、2014年。
- (3) 鈴木力「家族との分離を経験し社会的養護を必要とする子どもの生活支援とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』39-3、相川書房、2013年。
- (4) 井戸崇「児童相談所における家族再統合の取り組み—心理判定員の立場から—」『世界の児童と母性』57、資生堂社会福祉事業財団、2004年。
- (5) 親子関係再構築支援ワーキンググループ事務局「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課、2013年。
- (6) 谷口純世「児童養護施設における子どもの自立支援」『愛知淑徳大学論集』（福祉貢献学部編）第1号、2011年。
- (7) 本間博彰「児童虐待と“家族の再統合”の取り組みと課題—子どもの健全な発達への支援と家族の限界および社会的取り組みの可能性—」『社会福祉研究』第118号、鉄道弘済会、2013年。

- (8) 山田勝美「生活型児童福祉施設における家庭的支援の隘路」『社会福祉研究』第118号, 鉄道弘済会, 2013年。
- (9) 新保幸男「社会と家族をつなぐ視座—人口減少時代における社会福祉のパラダイム—」『社会福祉研究』第118号, 鉄道弘済会, 2013年。
- (10) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」厚生労働省, 2008年。
- (11) 渡部律子「職員相互に力量を高めるために—事例検討会の取り組み—」『世界の児童と母性』74, 資生堂社会福祉事業財団, 2013年。